

第4号議案 取締役（社外取締役を除く）の非金銭報酬付与の件

当社の持続的な発展のためには取締役の多様性を推進することが重要であり、社外から常勤取締役を招くことが今後も必要と考えております。新たな取締役が就任する際に業務執行を迅速かつ円滑に行うことを目的として、非金銭報酬として次の内容を新たに設定することをご承認をお願いいたします。本件は、取締役の業務執行を迅速かつ円滑に行うことを目的としております。また、提供する社宅は一般標準的な社宅としております。

第3号議案の記載にもございますとおり、第3号議案および本議案をご決議いただいた後に、当社での取締役の報酬等の決定方針の内容を変更することを予定しており、本議案は当該変更後の方針に沿うものであり、相当であると考えております。

なお、本報酬の付与対象となる取締役（社外取締役を除く）は「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと1名であります。

非金銭報酬の内容

新たに就任する取締役（社外取締役を除く）において通勤圏内に自己所有する居住物件が無い場合、当該取締役に社宅を提供します。提供する社宅は一般標準的な社宅とし、当社が社宅として借り上げる総賃借料と、当社が社宅料として取締役より徴収する総額の差額を金銭でない報酬とします。また、当該差額合計額は30百万円以内とします。